

～福島県内の飲食店の皆様へ～

新型コロナウイルス

感染防止対策取組ステッカー配布のお知らせ

お店で実施している感染防止対策を確認し、その取組みをPRしませんか？

ステッカー配布の流れ

【Step1】セルフチェックリストで感染防止対策の確認

セルフチェックリストの入手方法

①以下の窓口での配布

②県ホームページからのダウンロード：QRコードはこちら→



<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/shokuhin-sticker.html>

【Step2】窓口へのセルフチェックリストの提出

①福島県食品衛生協会各支部(各保健所内)に**直接持参**してください。

| 提出窓口 | 所在地 | 電話番号 |
|------------|---------------------------------|--------------|
| 福島県北食品衛生協会 | 福島市御山町 8-30(県北保健所内) | 024-531-1328 |
| | 福島市森合町 10-1(福島市保健所内) | 024-573-5088 |
| 郡山食品衛生協会 | 郡山市朝日2丁目 15-1(郡山市保健所内) | 024-935-2918 |
| 県中食品衛生協会 | 須賀川市旭町 153-1(県中保健所内) | 0248-75-4128 |
| 県南食品衛生協会 | 白河市郭内 127(県南保健所内) | 0248-23-6789 |
| 会津食品環境衛生協会 | 会津若松市追手町 7-40(会津保健所内) | 0242-28-6121 |
| 南会津公衆衛生協会 | 南会津郡南会津町田島字天道沢甲 2542-2(南会津保健所内) | 0241-63-0308 |
| 相馬地区食品衛生協会 | 南相馬市原町区錦町 1 丁目 30(相双保健所内) | 0244-24-3224 |
| いわき食品衛生協会 | いわき市内郷高坂町四方木田 191(いわき市保健所内) | 0246-27-8605 |

②**郵送**での申込みも可能です。

郵送先；公益社団法人福島県食品衛生協会 〒960-8043 福島市中町 7-17 ふくしま中町会館 6 階

③各生活衛生同業組合の組合員の方は、各所属組合へ提出することも可能です。

詳しくは、福島県生活衛生営業指導センター(Tel.024-525-4085)にお問い合わせください。

【Step3】ステッカーの配布

提出窓口の審査でガイドラインに従った感染防止対策の実施が確認された施設には、個別のIDと店舗名が記載された**ステッカー(A5サイズ)を即日配布**※

※郵送での申込みの場合、配布まで2週間程度時間がかかります。



【Step4】お店の入り口など見えやすい場所に掲示

取組施設の情報(チェックリストの内容や店舗名、施設所在地)は、県ホームページ等で消費者向けに発信されます。

ステッカー使用にあたっての注意事項

ステッカーを配布された施設は、以下の条件に同意したものとみなし、遵守されていないことが確認された場合、ステッカーの利用を禁止し、その旨を公表することがあります。

- (1) **継続的に感染防止対策を実施**すること。
- (2) セルフチェックリストの内容を確認するために **福島県又はその指示を受けた者が実施する施設の現地調査に協力**すること。
- (3) ステッカーを第三者に貸与・譲渡・販売、又は複写・加工・編集・改ざんしないこと。
- (4) 本事業の運営を妨害し、又は信用を失墜させる行為を慎むこと。

<プライバシーポリシー>

福島県は、本事業で収集した情報について次のとおり取り扱います。ただし、法令の規定に基づき司法機関又は他の行政機関から提供の申出があった場合は、この限りではありません。

- (1) 申込者の登録情報は、感染症拡大防止を目的として使用し、他の目的には一切使用しません。
- (2) 提出されたチェックリストの内容や店舗名、所在地の情報についてはホームページ等で公表することがあります。
- (3) 申込者の情報は、福島県並びにサービス及びコンテンツ提供者が善良なる管理者の注意義務をもって管理します。

ふくしま HACCP(ハサップ)について

令和3年6月から、**飲食店を含む全ての食品事業者は HACCP による衛生管理を実施しなければなりません。**

HACCPは食品衛生法で義務化される衛生管理手法で、**事業者自らが計画を立て、その衛生管理を記録する取り組み**です。

福島県では、食品事業者の負担を軽減するため、以下の事業を実施しています。

- (1) **ふくしま HACCP アプリの導入推進**
- (2) **導入研修会の開催**
- (3) **窓口での問い合わせ対応**

HACCP を導入していない飲食店は、管轄保健所までお早めにご相談ください。



【ふくしまHACCPアプリの紹介】

- 中小規模の事業者が手軽に取り組むためのアプリです。

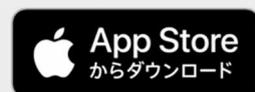
アプリで出来ること



- アプリの画面



- ダウンロードはこちらから



【問い合わせ先】

福島県食品生活衛生課 Tel.024-521-7245